

令和4年度

宮崎地方最低賃金審議会
第2回自動車(新車)小売業
最低賃金専門部会

開催日時 令和4年10月13日(木)
午前10時00分～

開催場所 宮崎合同庁舎 4階
基準部大会議室

宮崎労働局

会 次 第

1 金額審議

2 その他

令和4年度

最低賃金に関する基礎調査結果（追加資料）

特定（産業別）最低賃金

宮崎労働局

特定最低賃金にかかる影響率一覧表

新車小売 特定適用除外除く

令和3年度改正 858円 未満率0.52%				令和4年度改正			
改定 最賃額	引上げ額 (円)	改定率 (%)	影響率 (%)	改定 最賃額	引上げ額 (円)	改定率 (%)	影響率 (%)
				857円			
				858円	0	(未満率)	0.23%
				859円	1	0.12%	0.23%
				860円	2	0.23%	0.23%
				861円	3	0.35%	0.23%
				862円	4	0.47%	0.23%
				863円	5	0.58%	0.23%
				864円	6	0.70%	0.23%
				865円	7	0.82%	0.23%
				866円	8	0.93%	0.38%
				867円	9	1.05%	0.38%
				868円	10	1.17%	0.38%
				869円	11	1.28%	0.38%
				870円	12	1.40%	0.69%
				871円	13	1.52%	0.69%
				872円	14	1.63%	0.69%
				873円	15	1.75%	0.69%
				874円	16	1.86%	0.69%
				875円	17	1.98%	0.69%
				876円	18	2.10%	0.76%
				877円	19	2.21%	0.76%
				878円	20	2.33%	0.76%
				879円	21	2.45%	0.76%
				880円	22	2.56%	0.76%
				881円	23	2.68%	0.76%
				882円	24	2.80%	0.84%
前年度時点				883円	25	2.91%	0.84%
858円	26	3.13%	0.67	884円	26	3.03%	0.84%
				885円	27	3.15%	0.91%
				886円	28	3.26%	0.91%
				887円	29	3.38%	1.07%
				888円	30	3.50%	1.07%
				889円	31	3.61%	1.07%
				890円	32	3.73%	1.07%
				891円	33	3.85%	1.07%
				892円	34	3.96%	1.07%
				893円	35	4.08%	1.22%
				894円	36	4.20%	1.22%
				895円	37	4.31%	1.30%
				896円	38	4.43%	1.60%
				897円	39	4.55%	1.60%
				898円	40	4.66%	1.60%
				899円	41	4.78%	1.75%
				900円	42	4.90%	1.75%

- ・「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合である。
- ・「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合である。
- ・小数点以下第3位を四捨五入

(案1)

令和4年10月13日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会
部会長 四方 由美

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月26日宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりであり、審議経過の概要は別紙3のとおりである。

(案1)

別紙1

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 洗車又は納車引取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎地方最低賃金審議会

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	三島 里都子	マリンボックス法律事務所 弁護士
労働者代表委員	今村 彰博	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長 自動車総連宮崎地方協議会議長
	佐藤 勇二	日産サティオ宮崎労働組合 執行委員長 自動車総連宮崎地方協議会副議長
	土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長代行
使用者代表委員	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	百野 正剛	宮崎トヨペット株式会社 代表取締役社長
	平澤 淳之助	株式会社日産サティオ宮崎 代表取締役社長

各側五十音順

(敬称略)

(案1)

別紙3

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会審議経過概要

回数	開催年月日 開催場所	調査審議事項
第1回	令和4年10月6日（木） 宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室	1 部会長に四方委員、部会長代理に三島委員を選出。 2 労使基本的見解 3 金額審議 公・労・使 全体協議 金額提示 現行時間額 858 円を 労側：42 円引上げの 900 円 使側：1 円引上げて 859 円
第2回	令和4年10月13日（木） 宮崎合同庁舎4階 基準部大会議室	1 金額審議 公・労、公・使 個別協議 2 結審 現行時間額 858 円を 32 円引上げ 890 円 引上げ率 3.7% 発効日 法定どおり 全会一致をもって結審 最低賃金審議会令第6条第5項適用

宮崎地賃審発第12号
令和4年10月13日

宮崎労働局長
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月26日付け宮崎労発基0826第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 洗車又は納車引取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり